



発行 新潟県

第41号

平成25年5月28日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 主 要 目 次

## 告 示

- 746 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律による指定自立指定医療機関の指定(障害福祉課)
- 747 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律による指定自立支援医療の更新(障害福祉課)
- 748 保安林の指定(治山課)
- 749 保安林の指定(治山課)
- 750 保安林の指定(治山課)
- 751 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 752 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 753 道路の区域変更(道路管理課)
- 754 道路の供用開始(道路管理課)
- 755 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)

## 公 告

- 大規模小売店舗の変更(商業振興課)
- 大規模小売店舗の変更(商業振興課)
- 保安林指定通知のあて先人不明について(治山課)

## 告 示

## ◎新潟県告示第746号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

平成25年5月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
アイン薬局 瀬波店	村上市瀬波中町12-24	薬局	平成25年5月1日
みらい ぼたん薬局	五泉市太田2-6-44	薬局	平成25年5月1日
さくら薬局	燕市殿島2-10-44	薬局	平成25年5月1日
大手薬局 中島店	長岡市中島7-1-32	薬局	平成25年5月1日
ピアスマイル薬局	胎内市あかね町26-27	薬局	平成25年5月1日

もりの調剤薬局	十日町馬場丙1521-12	薬局	平成25年5月1日
クスリのアオキ 新発田店	新発田市豊町4-9-5	薬局	平成25年5月1日
おおまち薬局 二本木店	上越市中郷区藤沢字野林 1066-1	薬局	平成25年5月1日

## ◎新潟県告示第747号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新した。

平成25年5月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
県立六日町病院	南魚沼市六日町636-2	整形外科に関する医療	平成25年5月1日
長岡赤十字病院	長岡市千秋2-297-1	口腔に関する医療	平成25年5月1日
あきば調剤薬局	長岡市栄町2-7-16	薬局	平成25年5月1日
福住薬局	長岡市緑町1-38-283	薬局	平成25年5月1日
あんず調剤薬局	魚沼市井口新田321-6	薬局	平成25年5月1日

## ◎新潟県告示第748号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成25年5月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 保安林の所在場所

新潟県上越市安塚区安塚字栗木林 1856、1856の子、1857から1860まで、1868の甲、1868の乙、1907、1914の丑、1921、1921の子、1922から1926まで、1947、1949、1950、1950の子、1951、1953の1、1953の3、1953の子、1954、1954の子、1955の1、1955の2、1956の子、1957の子、1957の丑、1958、1960、1961、1961の1、1961の2、1961の寅、1962から1964まで、1964の子、1964の丑、1965、1965の1、1965の3から1965の5まで、1965の丑、1965の巳、1965の午、1966、1966の子、1967、1968、1968の子、1969から1971まで、1971の子、1972から1977まで、宇作右エ門畑 1978、1979、1981の1、1982、1983、1998から2008まで、2010、2010の2、2010の子、2032、2033、2035、2036、宇倉荊門 2037から2040まで、2043、松崎字鳶ケ尾 2173から2203まで、2203の子、2204から2208まで、2208の子、2209から2227まで、2200地先・2202地先・2203地先・2205地先・2208地先（以上5筆地先について次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**◎新潟県告示第749号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成25年5月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林の所在場所  
新潟県上越市安塚区石橋字神明住 1589 の 1、1589 の 4、1589 の 5、1592 の 1、1592 の子、1593 から 1595 まで、1596 の 1、1596 の 3、1608 の 2
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**◎新潟県告示第750号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成25年5月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林の所在場所  
新潟県佐渡市戸地 958 の 1、958 の 12 から 958 の 19 まで、959 の 1、965 の 1、966 の 1、967 の 4、968 の 1、969 の 1、969 の 2、969 の 4、969 の 7 から 969 の 9 まで
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
    - イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**◎新潟県告示第751号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、小千谷市の池ヶ原土地改良区の定款の変更を平成25年5月17日認可した。

平成25年5月28日

新潟県長岡地域振興局長

---

**◎新潟県告示第752号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、小千谷市の山吉土地改良区の定款の変更を平成25年5月17日認可した。

平成25年 5 月28日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第753号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年 5 月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寺泊西山線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
三島郡出雲崎町大字川西字タヤ 60 番 1 から	新	7.5～17.3メートル	270.8メートル
同郡同町大字川西字タヤ245番 3 まで	旧	6.9～9.3メートル	274.3メートル

◎新潟県告示第754号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年 5 月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 寺泊西山線
- 2 供用開始の区間  
三島郡出雲崎町大字川西字タヤ60番 1 から同郡同町大字川西字タヤ245番 3 まで
- 3 供用開始の期日 平成25年 5 月28日

◎新潟県告示第755号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年 5 月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
石打地区	南魚沼市石打	次の図のとおり	地すべり

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表

する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年5月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 リバーサイド千秋  
所在地 長岡市千秋2丁目278番地  
設置者 ユニー株式会社
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
(変更前) ユニー株式会社ほか62者  
(変更後) ユニー株式会社ほか63者
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称  
・デンプロダクツ株式会社  
(変更前) 有限会社田プロダクツ  
(変更後) デンプロダクツ株式会社
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所  
・トリンプインターナショナルジャパン株式会社  
(変更前) 東京都大田区平和島6-1-1 東京流通センタービル10階  
(変更後) 東京都中央区築地5-6-4 浜離宮三井ビルディング5・6階  
・ほか5者
  - (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
・ユニー株式会社  
(変更前) 代表取締役 前村 哲路  
(変更後) 代表取締役 佐古 則男  
・ほか5者
- 3 変更年月日  
平成25年2月21日
- 4 変更の理由  
小売業者の入退店、住所及び代表者等の変更があったため。
- 5 届出年月日  
平成25年5月16日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成25年5月28日から平成25年9月28日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

#### 大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年5月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 イオンタウン糸魚川  
所在地 糸魚川市上刈六丁目439番地1外  
設置者 イオンタウン株式会社ほか2者

## 2 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

- ・マックスバリュ北陸株式会社  
(変更前) 代表取締役社長 中川 伊正  
(変更後) 代表取締役 師井 昭造

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

- ・マックスバリュ北陸株式会社  
(変更前) 石川県金沢市高柳町13字1番地1  
(変更後) 石川県金沢市鞍月4丁目133番地

## 3 変更年月日

- ・2(1)に関する事項  
平成25年3月5日
- ・2(2)に関する事項  
平成25年5月13日

## 4 変更の理由

小売業者の代表者及び住所が変更となったため。

## 5 届出年月日

平成25年5月20日

## 6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、糸魚川市産業部商工農林水産課でも閲覧ができます。)

## 7 縦覧期間

平成25年5月28日から平成25年9月28日まで

## 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

**保安林指定通知のあて先人不明について（公告）**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を保安林の属する市役所に掲示する。

平成25年5月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 所在の不明な者の氏名及び掲示場所

北村 與助 南魚沼市役所

## 2 通知の内容

- (1) 農林水産大臣から、平成25年4月26日付け24林整治第914号の1で保安林に指定した旨の通知を受けたので、森林法第33条第3項の規定により通知する。
- (2) 保安林の所在場所及び指定の目的、指定施業要件については、平成25年4月18日付け農林水産省告示第1209号による。